

M&Aでのトラブルについて、お知らせください

＜情報提供受付窓口について＞

- 中小企業が安心してM&Aに取り組めるように、2021年8月にM&A支援機関の登録制度が創設され、現在、M&Aの助言や仲介を行う2000件以上のフィナンシャルアドバイザー（FA）・仲介業者が登録されています。
- 登録されたFAや仲介業者が提供するM&A支援サービスを巡って、問題を抱える中小企業者の方々からの情報を受け付ける「情報提供受付窓口」も併せて設置しています。

受付情報とその利用

- M&A支援機関登録制度に登録されたFA・仲介業者による中小M&A支援に関して、不適切な支援が行われた場合の情報を受け付けています。
 - 受け付けた情報については、情報提供者等が特定されないように留意しながら、他の中小企業者への注意喚起に用いるなどM&A支援機関登録制度の運営に利用します。
- ※ なお、アドバイザー契約・仲介契約に秘密保持義務条項が規定されていますが、登録M&A支援機関は、情報提供受付窓口で相談等をしたことのみをもって秘密保持義務違反として不利益な取扱いを行わないことを登録時に誓約しています。

情報提供受付窓口の連絡先

- 情報提供受付窓口は、M&A支援機関登録事務局に設置し、メール又は電話にて情報提供を受け付けています。

M&A支援機関登録事務局内 情報提供受付窓口

Eメール：jouhouteikyou@ma-shienkikan.go.jp

TEL：03-4577-6532

受付時間：平日 10:00～17:00



※ 情報提供の内容に関して、要望される対応や質問への回答はいたしかねますので、ご注意ください。本窓口は、紛争解決や助言を目的とするものではありません。

本窓口の利用については、こちらのサイトをご覧ください。

URL：<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>



中小企業経営者とM&A支援機関における中小M&Aの適切な進め方を「中小M&Aガイドライン」として提示しています

- ✓ 中小企業庁では、「中小M&Aガイドライン」を策定し、M & A 業者等に対して適切なM & Aのための行動指針を提示しています。
- ✓ また、後継者不在の中小企業向けの手引きとして、中小M&Aの進め方や留意点などを整理しています。M&Aを検討される際は、「中小M&Aガイドライン」をぜひご覧ください。

【ガイドラインを読む前に！】
中小M&Aハンドブック



中小M&Aガイドライン



M&A支援機関との契約・支援内容で、こんなことはありませんか？

- 中小M&Aガイドラインに沿わない契約や支援内容があれば、表面の「情報提供受付窓口」に情報をお寄せください。

事例① 仲介とFAの違いについての説明がなかった

- M&A支援機関との仲介契約締結前に、譲渡側（売り手）と譲受側（買い手）の両当事者と仲介契約を締結し、双方に助言して手数料を受領する仲介者であることや一方当事者のみと契約をし、一方のみに助言するFAとの違いについて、M&A支援機関から説明がなかった。

事例② 手数料について十分な説明を受けていなかった

- M&A支援機関に支払う成功報酬は売却代金の5%と聞いていたが、最低報酬金額が適用され、想定よりも高い手数料を払うことになった。

事例③ 価値評価についての説明がなかった

- 企業価値等の評価手法や前提条件等について、M&A支援機関から事前説明がなかった。

事例④ 適切なデュー・ディリジェンスが実施されなかった

- 企業の価値や事業のリスク等を適切に評価するために行う調査であるデュー・ディリジェンス（DD）の実施において、仲介者のM&A支援機関が自らDDを実施していた。また、弁護士や会計士等の専門家の意見を求めることができることについて、知らされなかった。